2025年６月10日

各　　位

会　社　名　株式会社　京　進
（コード番号 4735　東証スタンダード）
代表者名　代表取締役社長　立木康之
問合せ先　取締役管理本部長兼経営企画部長　松原博之
電　　話　（０７５）３６５－１５００

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年６月10日開催の取締役会において、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部変更について2025年８月28日開催の第45回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

当社の事業年度は、毎年６月１日から翌年５月31日までの１年としております。当社は、学習塾事業を中心とした事業領域から、日本語教育事業、保育事業、介護事業など、多角的な領域への事業拡大を図ってまいりました。これに伴い、グループ全体の事業構造が大きく変化するとともに、事業ごとの繁忙期や収益特性も多様化してきました。

こうした状況を踏まえ、各事業が持つ収益の季節的特徴に配慮した業績の適切な管理を可能にするとともに、株主および投資家の皆さまへの適時・適切な財務情報の提供を目的として、当社の事業年度を毎年３月１日から翌年２月末日までに、変更するものであります。

２．決算期変更の内容

現　　在	毎年５月31日
変　更　後	毎年２月 末日

（注）決算期変更の経過期間となる第46期は、2025年６月１日から2026年２月28日までの９ヵ月間となります。また、国内の連結子会社についても、同様の決算期変更をおこないます。

３．定款の一部変更

（１）定款変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、定時株主総会の招集時期を毎年５月に、定時株主総会の基準日を毎年２月末日に、中間配当の基準日を毎年８月 31 日に、それぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、第 46 期事業年度は、2025 年６月１日から 2026 年２月 28 日までの９か月間となるため、附則を設けるものです。

（２）定款変更の内容

決算期の変更に伴い、現行定款に所要の変更をおこなうとともに、経過措置として新たに附則を設けるものとなります（別紙１参照）。

（３）日程

定款一部変更のための定時株主総会開催日（予定） 2025 年８月 28 日（木）

定款一部変更の効力発生日（予定） 2025 年８月 28 日（木）

４．今後の見通し

決算期を変更した場合の 2026 年２月期の業績予想につきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

以上

別紙1

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第2章 株　式	第2章 株　式
（基準日） 第11条 当会社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② （条文省略）	（基準日） 第11条 当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② （条文省略）
第12条～第40条（条文省略）	第12条～第40条（条文省略）
第7章 計　算	第7章 計　算
（事業年度） 第41条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。	（事業年度） 第41条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。
（期末配当金） 第42条 当会社は株主総会の決議によって毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	（期末配当金） 第42条 当会社は株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
（中間配当金） 第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	（中間配当金） 第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
（新　設）	附　則 （事業年度に関する経過措置） 1. 第41条（事業年度）の規定にかかわらず、2025年6月1日から始まる第46期事業年度は、2026年2月28日までの9ヵ月間とする。 2. 第43条（中間配当）の規定に関わらず、第46期事業年度の中間配当の基準日は、2025年11月30日とする。 3. 本附則は、第46期事業年度終了後これを削除する